

知 事 意 見 (要 綱)

平成 1 7 年 4 月 1 5 日

真庭産業団地計画変更（企業誘致計画の変更）に係る環境影響評価準備書について、関係市長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講じることとされたい。

記

1 . 企業誘致計画について

- (1) 当環境影響評価は、立地予定企業の業種や立地場所及び施設の具体的な計画等、詳細な内容が確定されていない段階のものであることから、誘致企業の具体化に際し、関係機関と十分に協議の上、環境保全上適切な措置を講ずること。
- (2) 予測に当たって必要となる土地利用計画（想定配置）は、団地内各区画の環境特性を配慮したゾーニングとなっているが、騒音、振動及び臭気の発生がある業種を誘致する際には、その立地区画や施設配置計画に配慮し、また、必要な防止措置を講ずるなど周辺住居への一層の影響低減を図ること。

2 . 環境影響の低減について

- (1) 排水の主要放流先となる目木川はオヤニラミ等が生息する良好な水質環境である。
従って、当計画変更により新たに発生することになる工場排水の一部を公共下水道に受入れるなどの一定の措置を講じているが、立地企業に対して適切な処理施設の設置や徹底した水質管理に努めるよう十分に指導を行い、設定した処理水質目標値を確実に担保するなど、公共用水域に及ぼす影響の低減を図ること。
- (2) 計画地周辺は山林を背景とした自然豊かな田園景観を形成していることから、出現する建築物等が周辺景観と調和するよう、設定した景観方針を基本とする形態・意匠・色彩等に十分配慮した施設計画とするとともに、団地外縁部の積極的な緑化に努めるよう立地企業を指導すること。
特に、旧久世町中心部からも望見される南区域については、団地として一体感のある眺望景観となるよう十分に配慮すること。

3 . その他

- (1) 環境管理計画について
当該環境影響評価は想定した誘致業種により予測を行っているものであることから、環境管理計画に基づき、当該事業が環境に及ぼす影響を計画的かつ的確に把握し、その結果を団地管理に反映すること。
また、講じることとした環境保全措置についてもその確実な実施と適切な管理が極

めて重要であることから、適宜専門家の指導を仰ぐなど適切な管理に努めること。

(2) 地元理解について

企業誘致計画や環境管理結果等については、積極的に地域住民に情報提供し、地域の理解と協力が得られるよう努めること。

4 . 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処されたい。

指 摘 事 項

1．環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 大気質について

立地が想定されているバイオマス発電施設は、排出ガス量も大きいなど大気環境への影響が懸念されるため、最新の排出ガス処理施設の設置や定期的なモニタリングを実施するなど大気汚染物質の排出低減に努めること。

2．生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1) 生態系について

カスミサンショウウオ等の繁殖場所として新たに湿地環境を創出する計画となっているが、具体的な設計や管理手法等については、専門家の指導を仰ぐとともに、その確実な実施と保護保全に万全を期すること。

3．その他

環境管理計画において、動植物に係る調査は経年的変化を的確に把握するとともに、補完措置を講じる必要も考えられることから定期的を実施すること。

さらに、大気質等の生活環境項目についても、調査対象年を団地充足率から考えるだけでなく、一定規模以上の施設が立地した場合等については、適宜、関係機関と協議した上でその影響を的確に把握すること。